

(別紙)

船員法等関連法令違反船舶所有者(令和7年度第3/四半期(令和7年10月~12月分))

公表年月日	船名	船種 又は 業種	船舶所有者名	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行 った主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考
令和8年 2月13日	第三十八 しんこう丸	活魚運搬船	有限会社戸田水産 (法人番号:2500002022923)	愛媛県 宇和島市	令和7年10月29日	発航前検査の 未実施及び航 海の安全の確 保等に関する 違反事実を確 認したため。	戒告 (船員法第8条、 第14条の4等)	

※公表理由:船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。

なお、各違反に対する個別のポイントは公表していません。